

始長障福第 1088-2 号
令和 6 年 1 月 4 日

居住地特例対象施設
サービス管理責任者 様

始良市長寿・障害福祉課長

居住地特例対象者の障害福祉サービス等の申請について（通知）

日頃より本市福祉行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、障害福祉サービスや各手帳は援護地となる市町村が決まっており、援護地以外の市町村で申請されると、必要な情報が本市と援護地となっている市町村とで分散され管理されることとなり、サービス等の適正な支給ができかねる場合がございます。

つきましては、障害福祉サービスや各手帳の申請先は下記の通りとなりますので、申請先となる援護地の確認及び申請を徹底していただきますようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、問合せ先までご連絡ください。

記

種別	申請先
障害福祉サービス	援護地 ^{※1}
身体障害者手帳	
療育手帳	援護地以外でも可 ^{※2}
精神障害者保健福祉手帳	

※1 援護地は福祉サービス受給者証で確認できます。

※2 援護地が本市以外の方である場合は、援護地をご申告ください。

【問合せ先】

始良市役所 保健福祉部
長寿・障害福祉課 障害者福祉係
☎ (0995) 66-3251 (直通)